

蹉跎西校区コミュニティ協議会会則

(目的)

第1条 本会は、構成員相互の連携をはかることにより、蹉跎西校区における住民の連帯意識を増進し、コミュニティの推進と福祉をはかり、住み良い町づくりを進める目的とする。

(名称及び事務局)

第2条 本会は、蹉跎西校区コミュニティ協議会と称し、事務局を出口自治会館内に置く。

(事業)

第3条 本会は、第一条の目的を達成するため、蹉跎西校区内における住民を対象として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 構成員相互の情報交換と連携及び広報活動に関する事。
- (2) 地域の生活環境の整備及び改善等に関する事。
- (3) 文化、スポーツ、レクリエーション、等の活動に関する事。
- (4) 防犯、交通対策等の諸問題への広域的な取り組みに関する事。
- (5) その他の地域コミュニティに関する事。

(構成員)

第4条 本会は、蹉跎西校区における自治会役員及び地域コミュニティ推進の為に組織された各種団体の役員、また本会の趣旨に賛同し協力する人々を以て構成する。
組織形態(名簿)は別紙の通りとする。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名 (又は1名)
- (3) 書記 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 会計監査 1名 (又は1名)
- (6) 顧問 (必要と認められた場合とする)

但し、事務処理上必要な場合は、増員することが出来る。

(役員の選出)

第6条 役員は、構成員の中から互選により選出する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は、2年とし、再任は妨げない。

(役員の職務)

第8条 会長は、本会を統括し、その代表となり会議を招集する。
副会長は、会長を補佐し、且つ会長不在の場合はその代行を努める。
書記は、会議等の記録を行い、庶務など事務を担当する。
会計は、会計事務を担当する。
会計監査は、会計事務を監査する。
顧問は、要請にもとづき情勢に応じて諸案件の遂行に参画する。

(企画委員会)

第9条 本会に企画委員会を設け、重要案件の事前審議を行う。

(企画委員の選出)

第10条 企画委員は、コミュニティ役員及び下記の団体役員とする。
コミュニティ協議会役員、出口自治会役員、体育振興会会长、青少年育成指導員代表、
福祉委員会会长、防犯協議会支部長、交通対策協議会支部長、自主防災会代表、

(企画委員の任期)

第11条 企画委員の内、コミュニティ役員は第7条を基本とし、その他の委員は年初に当該団体内にて決定する。

(運営委員会)

- 第12条
- 1) 運営委員会は、第4条で規定する構成員で構成し会長が招集する。
 - 2) 運営委員会は、半数以上の出席をもって成立する。
 - 3) 運営委員会の議事は、出席者の半数で決し、可否同数の場合は議長が決するものとする。
 - 4) 運営委員会は、次の事項を議決する。
 - 1 本会の運営に関する事。
 - 2 事業の実施に関する事。
 - 3 予算及び決算に関する事。
 - 4 会則等の制定、改廃に関する事。
 - 5) 運営委員会は、第3条の事業を実施するため、必要に応じて専門部会を設置する事が出来る。

(構成員及び役員の義務)

- 第13条
- 1) 構成員は、運営委員会で決定した事項に従うとともに、事業の実施に協力しなければならない。
 - 2) 役員は、会の運営及び事業の実施が円滑に行われるよう調整をはかるとともに、事務を迅速に処理しなければならない。

(経費)

- 第14条
- 1) 本会の活動にかかる経費は、分担金、寄付金、市助成金、およびその他の収入をもってあてる。
 - 2) 分担金については、運営委員会にて決定する。
 - 3) 役員報酬は、各役職の負担状況を勘案して別途定める

- 第15条
- 1) 本会の会計年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日をもって終わる。
 - 2) 本会の收支は、すべて会計報告として運営委員会へ提出されるものとする。

- 第16条 会計監査は、監査結果を運営委員会に報告しなければならない。

(その他)

- 第17条 この会則の解釈等に疑義が生じた場合は、運営委員会にて決定を行う。

- 付則
- 1) この会則は、平成9年7月5日から実施する。
 - 2) この会則は、平成20年4月 一部変更を行い以後実施する。
 - 3) この会則は、平成24年4月 一部変更を行い以後実施する。
 - 4) この会則は、平成27年4月 一部変更を行い以後実施する。
 - 5) この会則は、令和 2年4月 一部変更を行い以後実施する。